

第4章

取組の推進



- 環境目標 1 低炭素で暮らしやすいまち
- 環境目標 2 気候変動に適応するまち
- 環境目標 3 資源が循環するまち
- 環境目標 4 自然や豊かな生態系が持続するまち
- 環境目標 5 快適な生活環境のまち
- 環境目標 6 環境を大切にする人づくり
- 計画全体のロードマップ

環境目標

1

目指す社会：脱炭素社会

低炭素で暮らしやすいまち

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう

11 住み続けられる
まちづくりを

13 気候変動に
具体的な対策を

1 課題

- 市域からの温室効果ガスを削減し、2050 年度の脱炭素（カーボンニュートラル）を達成するためには、更なる努力が必要です。そのため、市・市民・事業者が一体となって地球温暖化対策に向けた総合的な取組を推進する必要があります。
- 慢性的な交通渋滞の解消や、次世代自動車などの普及、公共交通機関の利用促進などにより、交通の低炭素化を図るとともに、環境負荷の少ない建築物の普及など、まち全体から排出される温室効果ガスの排出量を少なくする必要があります。
- 市有施設などを中心に省エネルギーや再生可能エネルギー機器の導入促進が進められていますが、生活環境や多様な生態系の保全に努めながら、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及促進を市内全域へ広げていく必要があります。
- 千本松原や香貫山、狩野川などの豊かな自然環境を保全していくとともに、道路・河川、公共施設、住宅地・商業地・工場などの緑化を推進していく必要があります。



太陽光発電

※次世代自動車とは、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車などを含む。

2 目指すまちの姿

- 脱炭素社会の構築に向け、市・市民・事業者が地球温暖化対策を日常的に実践しています。
- 多くの人が公共交通機関を使うことで、交通渋滞が減り、市内をスムーズに移動できます。
- 駐輪場や自転車道の整備により自転車の利用が増え、環境負荷の低減や健康増進にも役立っています。
- 次世代自動車が主流となっています。
- 環境負荷の少ない建築物が整備され、低炭素なまちづくりが行われています。
- 夏場の日光の遮熱や温室効果ガスの吸収による住環境の向上とともに、市街地に緑が増えることで、潤いのある良好な景観が形成されています。
- 省エネルギー機器や設備が多く導入され、省エネルギー活動が日常的に実践されています。
- 持続可能な社会の構築を目指して、環境負荷を低減するグリーン購入が浸透しています。
- 富士山や駿河湾などの眺望や本市のかけがえのない景観との調和を図りながら、数多くの再生可能エネルギーが利活用されています。

3 数値目標

環境指標	【現況値】 2016（平成 28）年度	【中間目標】 2025（令和 7）年度	【目標】 2030（令和 12）年度
温室効果ガス排出量の削減率 （基準年度：2013（平成 25）年度）	-4%	-18%	-28%

4 これからの取組

①総合的な地球温暖化対策

市域からの温室効果ガスの排出量を削減するため、市民や事業者等が日常生活や事業活動を見直し、二酸化炭素の排出量を削減する低炭素化の取組に務めるとともに、温室効果ガスの排出量を算定し、毎年公表します。また、温室効果の高いフロンガスなどの適正処理を推進するとともに、地球温暖化防止活動の周知・啓発や市民活動の支援を行います。

②低炭素な交通の普及とまちづくり

交通については、道路整備により交通渋滞を解消するとともに、駐輪場の適切な整備、シェアサイクルの導入検討などにより、自転車利用を促進します。また、公共交通機関の利用促進を図るとともに、環境負荷の少ない新たなモビリティツールの導入を検討します。さらに、自動車利用の効率化と次世代自動車の導入を推進します。

環境負荷の少ない建築物への改修・整備及び沼津駅周辺総合整備事業における良好な都市基盤整備により、低炭素なまちづくりを促進します。

③省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及

省エネルギー機器や設備の導入を促進するとともに、省エネルギー行動の実践、グリーン購入について普及啓発します。また、低炭素化につながる機器の導入支援を行います。

景観や自然環境、生活環境との調和を図りながら、太陽光、風力、バイオマス、地中熱などの再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、エネルギーの自家消費や地産地消など、効果的な利活用を図ります。

④二酸化炭素の吸収促進

屋上緑化・壁面緑化、沿道緑化、緑のカーテンづくりなどの緑化推進、緑化活動への支援・PRにより、緑化による二酸化炭素の吸収を促進します。また、開発行為の許可に際しては、緑化率を向上させるための指導を行います。人工林については適正な維持管理を実施します。

5 市民・事業者・滞在者に期待される取組

市民	事業者
① ・地球温暖化防止活動への参加・協力 ② ・自動車から自転車・公共交通機関などへの利用転換 ・マイカー通勤の自粛 ・次世代自動車の選択 ・シェアサイクル・レンタサイクルの利用 ③ ・環境負荷の少ない住宅の選択や断熱改修 ・省エネルギー効率の高い製品への買い換え ・詰め替え商品など、省資源な製品の利用 ・省エネルギー行動の実践 ・低炭素機器の導入 ・HEMSによるエネルギー管理 ・太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギーや蓄電池の導入 ・環境負荷の少ない供給電力の選択 ④ ・庭やベランダにおける植物の栽培 ・緑のカーテンづくり ・緑化活動への参加 ・森林の維持管理への参加	① ・ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメント認証取得・活用 ・脱炭素に向けた事業活動の実践 ・フロン類の適正処理 ② ・事業所内への駐輪場の設置 ・自動車から自転車・公共交通機関などへの利用転換 ・ノーマイカー通勤デーの設定 ・次世代自動車の選択 ・カーシェアリングの活用 ・シェアサイクル・レンタサイクルの利用 ・貨物の鉄道輸送へのモーダルシフト、物流拠点の集約化や共同輸配送 ・リモートワークの推進 ③ ・環境負荷の少ない建築物の選択や断熱改修 ・省エネルギー効率の高い製品への買い換え ・省エネルギー行動の実践 ・ゼロエミッションの推進 ・BEMSによるエネルギー管理 ・ESCO事業の活用 ・太陽光・太陽熱・バイオマス・地中熱などの再生可能エネルギーや蓄電池の導入 ・環境負荷の少ない供給電力の選択 ・RE100への参加 ④ ・緑のカーテンづくりや屋上緑化・壁面緑化
滞行者	
① ・地球温暖化防止活動への参加・協力 ② ・公共交通機関の利用 ・シェアサイクル・レンタサイクルの利用	

環境目標

2

目指す社会：脱炭素社会

気候変動に適応するまち



1 課題

- 気候変動による気温上昇・海水温上昇、海面上昇、大雨の発生日数の増加などの変化が観測されており、今後も様々な分野に影響が生じると予測されていることから、新たに適応策の検討・推進が必要です。
- 熱中症など健康への影響、産業・経済活動、国民生活・都市生活への影響も予想されています。
- 農業では、コメ収量や果樹の栽培適地の変化、畜産への影響も懸念されています。
- 林業では、気候変動が木材生産に与える影響について、情報収集する必要があります。
- 水産業では、回遊性魚介類について漁獲量の変化や分布域の変化が予測されています。また、海水温上昇により、マダイやアジなどの養殖への影響も懸念されています。
- 水環境・水資源に関しては、河川氾濫などの発生に備える必要があります。
- 自然生態系に関しては、在来種の絶滅の可能性が高くなり、外来種の分布が拡大する可能性があります。
- 洪水、内水、高潮・高波などの水害や海岸侵食・土砂災害などの自然災害の発生リスクが高まります。



狩野川放水路

2 目指すまちの姿

- 気候変動による影響予測に関する情報が収集・整理されています。
- 気候変動による影響を把握するための指標について、モニタリング調査が定期的に行われています。
- 健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活、農業・林業・水産業、自然生態系、水環境・水資源、自然災害・沿岸域に関する適応策が実施されています。

3 数値目標

環境指標	【現況値】 2020（令和2）年度	【中間目標】 2025（令和7）年度	【目標】 2030（令和12）年度
熱中症搬送者数	109人／年 （2016～2020年度の平均値）	削減に努める	削減に努める

4 これからの取組

①健康、産業・経済活動、市民生活・都市生活に関する適応

熱中症患者の増加とともに、死亡リスクも増加することが予測されることから、熱中症予防や対処方法について啓発活動を行うとともに、熱中症警戒アラートに基づき、SNSなどの啓発ツールを用いた周知を行います。また、節足動物媒介感染症の流行状況などの把握に努め、感染予防に対する啓発活動を行います。

気候変動の影響についての情報を収集整理し、適宜、環境関連ビジネスのマッチングなどを支援します。また、水源地・配水池の設備機能の強化を実施するとともに、緊急輸送路の維持管理、橋梁の耐震化対策などを実施します。

②農業・林業・水産業に関する適応

農業、林業、水産業に関する情報収集を行い、適応策を検討します。また、農林従事者の熱中症対策として啓発活動を行います。

③水環境・水資源に関する適応

豪雨などによる河川氾濫に備え、河川などの定期点検などを実施するとともに、適正な浚渫などを行います。また、水資源については、送配水・水質保全・水源施設の維持管理を計画的に行うとともに、水資源の大切さを周知します。

④自然生態系に関する適応

気候変動による生態系への影響が懸念されることからモニタリング調査を実施します。

⑤自然災害・沿岸域に関する適応

水害に備え、洪水ハザードマップや洪水避難行動計画策定による意識向上、河川改修などの治水対策、海岸保全施設の維持管理を行うとともに、災害リスクに関する情報発信を行います。海岸侵食の状況に応じ、モニタリング調査を検討します。また、土砂災害発生頻度が増加することが予測されることから、土砂災害ハザードマップによる意識向上を図るとともに、急傾斜地崩壊危険区域の崩壊対策工事などを実施します。

5 市民・事業者・滞在者に期待される取組

市民	事業者
① ・ 熱中症予防の実践と対処方法の把握 ・ 感染症の発生や流行情報の確認と意識向上 ③ ・ 水環境・水資源保全活動への参加・協力 ④ ・ 在来種の保全活動への参加・協力 ・ 外来種の駆除活動への参加・協力 ⑤ ・ 洪水や土砂災害ハザードマップの確認と意識向上 ・ 洪水避難行動計画の確認と意識向上	① ・ 熱中症予防の実践と対処方法の把握 ・ 感染症の発生や流行情報の確認と意識向上 ・ 気候変動の影響についての情報収集 ・ 環境関連ビジネスマッチングへの参加・協力 ② ・ 農業、林業、水産業における適応策の検討 ・ 従事中の熱中症対策の実践 ③ ・ 水環境・水資源保全活動への参加・協力 ④ ・ 在来種の保全活動への参加・協力 ・ 外来種の駆除活動への参加・協力 ⑤ ・ 洪水や土砂災害ハザードマップの確認と意識向上 ・ 洪水避難行動計画の確認と意識向上 ・ 災害ごみに対する対策検討
滞在者	
① ・ 熱中症予防の実践と対処方法の把握 ・ 感染症の発生や流行情報の確認と意識向上	

環境目標
3

目指す社会：循環型社会
資源が循環するまち



1 課題

- ごみ排出量は、ごみの発生抑制・再使用や再資源化などによる、燃やすごみや埋め立てごみの削減を推進していく必要があります。
- 廃プラスチックや食品ロスなどの問題に対応していく必要があります。
- 不法投棄対策として、地域と一体となった不法投棄ごみの回収や不法投棄パトロールを継続していく必要があります。
- ごみのポイ捨て対策として、市内一斉清掃ほか、市民や観光客などに対する啓発を継続していく必要があります。
- 市のみならず、国や県、流域周辺の自治体と連携した漂着ごみ対策を図っていくことが必要です。



ごみの分別説明会

2 目指すまちの姿

- 全国に先駆けて本市で開始された分別収集の精神が、市民や事業者に根付いています。
- 分別説明会や講座、ウェブサイトやアプリなどを活用した情報発信などにより、ごみ減量・資源化などの意識が向上し、ごみの排出量が減少しています。
- 地域の環境美化にもつながるごみ集積施設が整備されています。
- 適正なごみの収集・処理が行われています。
- 不法投棄やごみのポイ捨てなどがなくなり、海岸や河川などの清掃が定期的に行われています。

3 数値目標

環境指標	【現況値】 2019 (令和元) 年度	【中間目標】 2025 (令和7) 年度	【目標】 2030 (令和12) 年度
家庭系ごみの一人一日当たり排出量	546.0 g/人・日	536.7 g/人・日	531.5 g/人・日
事業系ごみの年間排出量	22,089t	20,874t	20,842t

4 これからの取組

①ごみ減量・資源化

ウェブサイトやアプリなどを活用した 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関する情報発信や、市内在住の外国人に向けた PR の充実、生ごみの減量・資源化や食品ロス対策、使い捨てプラスチックごみ対策の推進などにより、家庭系ごみの削減を図るとともに、事業者への指導・助言、事業系ごみの適正管理・負担の推進により、ごみを出さない生活・事業活動を推進します。

また、リサイクル品目の検討やリサイクルシステムの充実などにより、資源循環を進め、ごみゼロ社会を目指します。

②適正なごみの収集・処理

分別収集・収集体系を最適化するとともに、不適正なごみの排出についての指導を行い、ごみ集積施設の整備を支援します。また、資源や熱エネルギーを効率よく利活用できる、より安全で環境負荷の少ない新中間処理施設及び新最終処分場を整備します。

災害廃棄物については、適正かつ迅速に処理し、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にします。

③不法投棄・ポイ捨て対策

環境美化指導員などの協力のもと、環境美化活動を推進するとともに、ポイ捨て対策やマナー向上につながる啓発を行います。不法投棄への対策として、パトロールを実施するとともに、看板の設置を行います。

④漂着ごみ対策

河川愛護団体の協力のもと、河川や水路の美化活動を推進します。また、海岸においても、漂着物などの清掃を行うとともに、国・県など河川・海岸管理者や上流市町と連携をとって、漂着ごみの減量対策と適正処理に努めます。

5 市民・事業者・滞在者に期待される取組

市民	事業者
① ・ ごみ減量・再資源化・再使用への協力 ・ マイバッグ・マイ箸・マイカップ・マイボトルの持参 ・ 食品ロスの削減 ・ 生ごみの水切りの徹底 ・ 生ごみ処理機、コンポストの利用 ・ すまいるしょっぷの積極的な利用 ② ・ ごみの分別の徹底 ・ ごみ集積場所の適正な管理への協力 ③ ・ 清掃活動や市内一斉清掃への参加 ・ 不法投棄防止に向けた活動への協力 ・ ポイ捨てをしない ④ ・ 河川・海岸清掃への参加・協力	① ・ ごみ減量・再資源化・再使用への協力 ・ プラスチックごみの削減に寄与する製品の開発、製造、販売 ・ 食品ロスの削減 ・ すまいるしょっぷ認定制度への参加 ② ・ ごみの分別の徹底 ③ ・ 清掃活動やクリーン週間への参加 ・ 不法投棄防止に向けた活動への協力 ・ ポイ捨てをしない ④ ・ 河川・海岸清掃への参加・協力
滞行者	
① ・ ごみ減量・再資源化・再使用への協力 ・ マイバッグ・マイ箸・マイカップ・マイボトルの持参 ・ 食品ロスの削減 ・ すまいるしょっぷの積極的な利用 ② ・ ごみの分別の徹底 ③ ・ ポイ捨てをしない ④ ・ 河川・海岸清掃への参加・協力	

column コラム

マイクロプラスチックなどの海洋プラスチックごみ

近年、マイクロプラスチック（5mm以下のプラスチックごみ）など海洋プラスチックごみによる生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっています。実際に魚や貝、水鳥などが餌と間違えて捕食したり、無意識のうちに取り込まれたプラスチックが体内から発見されたり、そこから溶け出したとみられる有害化学物質が検出されています。その主な原因は、使い捨て容器や包装に使われるプラスチックが海に流れつき、波や紫外線などの影響でマイクロプラスチックへと変化することによるものです。

本市の海岸にも多くのプラスチックごみが漂着しており、プラスチック製品を適正に使用するとともに、今後は、使い捨てプラスチック製品の削減やプラスチック以外の素材への転換などが求められています。

【資料：平成30年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（2018年）】



マイクロプラスチック

環境目標

4

目指す社会：自然共生社会

自然や豊かな生態系が持続するまち

12 つくる責任
つかう責任



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



1 課題

- 絶滅の可能性のある動植物や巨樹・巨木林などの保護、生物の生息・生育環境の保全を図るとともに、在来生物の生存を脅かす外来種の防除、野生鳥獣の適正管理を行う必要があります。
- 人と自然とのふれあいの場の整備・管理や、ふれあいの機会の拡大を図るとともに、利用者のマナー向上とルールづくりなどを行っていく必要があります。
- 「沼津市景観条例」や「沼津市景観計画」などによる市全体の総合的な景観形成を今後も推進するとともに、優れた眺望点や景観資源を保全していく必要があります。また、伊豆半島ジオパークのジオサイトの美しい景観を活用し、自然とのふれあいを促進する必要があります。
- 奥山では、愛鷹山自然環境保全地域や富士箱根伊豆国立公園の保全、ツキノワグマなど絶滅の可能性のある種の生息環境を保全する必要があります。
- 里地里山では、人工林の適切な管理、水源かん養機能の高い森林づくりが求められています。また、放置竹林や荒廃農地が拡大しています。
- 市街地では、公園や街路・社寺林などの緑地が、生物の貴重な生息・生育環境となっているため、既存緑地の保全だけでなく、水と緑のネットワークを意識した緑地の確保が求められます。
- 田園や浮島ヶ原などの湿地では、多くの重要種が確認されているため、保護・保全に向けた取組が必要とされています。また、特定外来生物の駆除・防除の検討も重要となります。
- 河川では防災・減災と生態系保全に配慮した河川管理、河川清掃などが求められます。また、狩野川などでは、カミツキガメなどの特定外来生物が確認されています。
- 海岸・海洋では、松枯れ防止をはじめとした千本松原の保全とマツクイムシ対策、漂着物などが課題となっています。



ジオサイト

2 目指すまちの姿

- 自然環境調査が実施され、絶滅の可能性のある動植物や天然記念物が保護・保全されています。
- 外来種の繁殖が抑えられ、在来種が保全されています。
- 自然環境に配慮したうえで、自然とのふれあい活動が活発に行われています。
- 人工物などによる景観阻害対策が十分実施され、美しい自然景観が保全されています。
- 奥山では手つかずの原生林が維持され、絶滅の可能性のある種の生息環境が保全されています。
- 里地里山は、人の手が加わり保全・管理されることで、人間と野生鳥獣がすみ分けるための境界として機能しています。
- 多くの緑地が確保され、生態系ネットワークが形成されています。
- 河川や海岸では、清掃活動が行われ、健全な海岸林が維持されています。

3 数値目標

環境指標	【現況値】 2021 (令和3) 年度	【中間目標】 2025 (令和7) 年度	【目標】 2030 (令和12) 年度
希少種の減少率*	—	0%	0%

* 2021 (令和3) 年度に実施予定の自然環境調査において確認される希少種の減少率

4 これからの取組

①自然環境調査の実施と生物の保全・管理

市内における自然環境調査を実施し、絶滅の可能性のある動植物や天然記念物の保護・保全に努めるとともに、外来種の防除などの取組を推進します。また、有害鳥獣などによる農作物などへの被害軽減のため、周辺市町と連携を図りつつ、野生鳥獣の適正管理を行います。

②自然とのふれあいの促進

ハイキングコースや海水浴場、景勝地、河川敷など自然環境を活かした資源を保全・活用し、自然とのふれあいを促進します。また、自然とのふれあい活動においては、ごみの持ち帰りなどのマナーについて啓発します。

③美しい自然景観の保全

沼津市景観計画に基づき、良好な景観形成を推進するとともに、眺望点を保全・活用します。また、電線地中化などにより、人工物による景観阻害への対策を検討します。

④生態系の保全

森林の適正な保全・維持管理、環境保全型農業の推進、農地保全、荒廃農地への対策などにより、奥山・里地里山の生態系を保全します。

市街地では、公園緑地の整備・管理をはじめとして、より広範囲な緑地を確保し、市街地の生態系を保全します。また、田園・湿地の保全を行うとともに、河川及び護岸の保管理を行います。

海岸林の保全・育成・管理を行うとともに、海岸清掃活動を行います。

5 市民・事業者・滞在者に期待される取組

市民	事業者
① - 自然環境調査への参加・協力 - 絶滅の可能性のある動植物の保護・保全への協力 - 天然記念物の保護・保全への協力 - 外来種の防除活動への参加・協力 - ペットの終生飼養への協力 - 狩猟免許取得及び狩猟者登録と野生鳥獣の個体数管理への協力 ② - 自然とのふれあいの促進 - ごみの持ち帰りなどのマナーの徹底 ③ - 良好な景観形成への協力 - 眺望点の保全・活用 ④ - 外来種を持ち込まない - 森林の適正な維持管理への協力 - 荒廃農地の対策への協力 - 市街地の生態系の保全活動への参加・協力 - 海岸清掃活動への参加・協力 - 地産地消・旬産旬消の選択	① - 自然環境調査への参加・協力 - 絶滅の可能性のある動植物の保護・保全への協力 - 天然記念物の保護・保全への協力 - 外来種の防除活動への参加・協力 - 取り扱う動物の適正管理や終生飼養 - 狩猟免許取得及び狩猟者登録と野生鳥獣の個体数管理への協力 ③ - 良好な景観形成への協力 - 眺望点の保全・活用 ④ - 森林の適正な維持管理への協力 - 荒廃農地の対策の実施 - 環境保全型農業の推進 - 海岸清掃活動への参加・協力 - 磯焼け改善対策 - 地産地消の普及啓発
滞在者	
② - ごみの持ち帰りなどのマナーの徹底 ③ - 眺望点の保全・活用	

環境目標 5

目指す社会：自然共生社会

快適な生活環境のまち



1 課題

- 水質の監視・指導を継続していくとともに、生活・事業排水対策として下水道と合併処理浄化槽の計画的な整備を行い、汚濁負荷量の削減などを徹底していく必要があります。
- 今後も安全でおいしい水を供給していく必要があります。
- 大気環境の監視、事業場などの排出ガス対策を行うとともに、自動車からの排気ガス対策として、交通渋滞対策や自動車利用の削減、公共交通機関・徒歩・自転車の利用促進などを図っていく必要があります。
- 騒音の環境基準を超過している地点があることから、今後も監視評価を行い、騒音・振動対策を推進していく必要があります。
- 悪臭苦情は毎年一定数寄せられていることから、悪臭対策の充実を図っていく必要があります。
- 公害苦情に対する適切な対応を図るとともに、公害を未然に防止するため、公害情報の公開とPRを一層推進する必要があります。



内膳堀（環境用水）

2 目指すまちの姿

- 水質汚濁、大気汚染、騒音・振動・悪臭が抑制され、快適な生活環境が確保されています。
- 公害苦情の発生件数が少なくなっています。
- 化学物質が適正に管理されています。

3 数値目標

環境指標	【現況値】 2019（令和元）年度	【中間目標】 2025（令和7）年度	【目標】 2030（令和12）年度
大気環境基準達成率（市内観測局） ※窒素酸化物及び浮遊粒子状物質	100%	100%	100%
河川の水質基準達成率（市内11河川） ※BOD10 mg/ℓ以下	100%	100%	100%

4 これからの取組

①水環境の保全

公共用水域の水質の定期監視、事業場排水の測定・指導を行うとともに、環境用水（内膳堀）の保全・活用、生活排水処理施設の整備と普及啓発を行います。

②大気環境の保全

大気環境の常時監視を行うとともに、届出・濃度測定・立入検査などにより関係法令に基づく施設からの排出ガスの適正管理を指導します。

③騒音・振動・悪臭への対策

騒音・振動への対策としては、自動車騒音を常時監視するとともに、事業場に対して届出・測定・立入検査などにより、関係法令に基づく適正管理を指導します。悪臭への対策としては、届出・臭気測定・立入検査などにより、工場・事業場からの悪臭の適正管理を指導します。

④公害への対応と化学物質の管理

公害苦情については、迅速な原因究明と問題解決に向けた対応に取り組むとともに、公害苦情件数を公表します。

ダイオキシン類については、定期監視を実施し、発生抑制・監視を行います。

アスベストについては、届出・立入検査などにより関係法令に基づく適正管理を指導します。

土壌汚染の原因となる化学物質については、届出などにより関係法令に基づく適正管理を指導します。

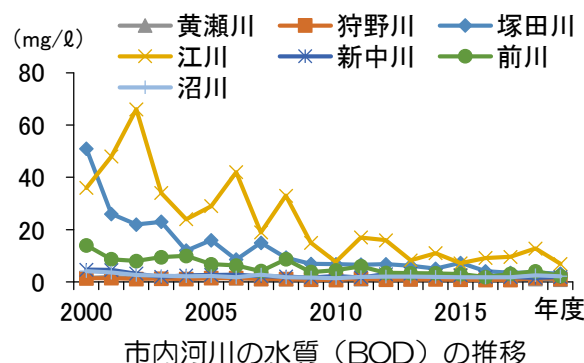
5 市民・事業者・滞在者に期待される取組

市民	事業者
① ・下水道供用区域では下水道への接続 ・下水道供用区域外では合併処理浄化槽の設置 ・合併処理浄化槽の適正な管理 ・家庭から出る汚水の削減 ・洗剤の適量使用 ・内膳堀の清掃と保全 ② ・野焼きなどのごみ焼却の防止 ③ ・アイドリングストップ ・近隣に迷惑になるような騒音の防止	① ・排水の定期的な水質測定の実施 ・下水道供用区域では下水道接続への協力 ・下水道供用区域外では合併処理浄化槽の設置 ・合併処理浄化槽の適正な管理 ・洗剤の適量使用 ・農薬や洗剤の使用量の減量 ② ・施設からの排気ガスの適正管理 ・野焼きなどのごみ焼却の防止 ③ ・低騒音、低振動型の施設・機械の導入 ・遮音壁などの防音施設の配置に配慮 ・臭気指数規制の遵守 ・アイドリングストップ ④ ・事業における環境配慮や環境データの公表 ・公害の未然防止 ・公害苦情が発生した場合は、その原因の究明と、問題の解決に向けた対策の実施 ・減農薬や有機栽培などによる農業推進 ・化学物質の適正管理徹底 ・化学物質を取扱う事業者は、関係者への有害性の周知 ・有害な化学物質の削減または代替化
滞在者	
② ・アイドリングストップ ③ ・近隣に迷惑になるような騒音の防止	

column
コラム

きれいになっている河川の水質

本市では、市内の主要河川の水質を測定していますが、水質汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）の数値は近年、減少傾向にあり、排水処理など水質汚濁対策の効果が出ているものと考えられます。今後も引き続き対策を行うことで、きれいな川づくりを行っていきます。



環境目標

6

目指す社会：環境教育

環境を大切に作る人づくり

4



17



1 課題

- 学校などの授業や出前講座、自然観察会などによる環境教育・環境学習を、今後も継続していくとともに、あらゆる発達段階、あらゆる場所における環境教育を、教育機関、市、地域などと連携して総合的に推進していく必要があります。
- 自治会やNPO、事業者などによる自発的な環境保全活動を今後も普及・拡大していくため、支援を継続していく必要があります。
- 環境教育の推進や環境情報の発信による市民意識の醸成などにより、今後も環境配慮行動の普及・啓発を推進していく必要があります。



環境教育

2 目指すまちの姿

- 幼児から大人までの幅広い世代や、市民・事業者・地域などの各主体を対象とした環境教育が行われています。
- 環境保全活動が自主的・積極的に実施されています。
- 様々なメディアを活用して、環境情報がわかりやすく、速やかに発信されています。
- 市・市民・事業者・滞在者の協働により、環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・地域気候変動適応計画・生物多様性地域戦略が推進されています。

3 数値目標

環境指標	【現況値】 2020（令和2）年度	【中間目標】 2025（令和7）年度	【目標】 2030（令和12）年度
省資源・省エネ・節水に心掛けている市民の割合	85%	88%	91%

4 これからの取組

①環境教育の推進

幅広い世代を対象とした環境教育の機会を設けるとともに、市民などが主体となって実施する環境学習を支援します。また、環境に関わる出前講座を実施するとともに、市・事業者・学校が連携した環境教育を推進します。

②環境保全活動の促進

市民・団体などが自主的に行う環境保全活動を支援し、積極的な活動の実践を促進します。

③環境情報の発信・活用

環境に関する情報を収集するとともに、広報、ウェブサイト、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、アプリなどを活用し、環境情報を発信します。

④協働による計画推進

市・市民・事業者で構成する組織を設置し、環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・地域気候変動適応計画・生物多様性地域戦略を推進します。

5 市民・事業者・滞在者に期待される取組

市民	事業者
① 環境学習の実施 ・環境教育イベント、学習会への参加 ・環境に関する出前講座の受講 ・自然観察会への参加 ② 環境保全活動への参加 ・環境保全活動の情報発信 ③ 環境に関する情報の把握・活用 ・環境保全の補助金・諸制度に関する情報の活用 ④ 環境活動推進協議会への参加・協力 ・本計画書に記載されている取組の実践・協力	① 事業所内の環境教育の実施 ・市・事業者・学校が連携した環境教育への協力 ・環境に関する出前講座の受講 ② 企業のCSR活動の一環として環境保全活動の実施・参加 ・環境保全活動の情報発信 ・ISO14001 やエコアクション 21 などの認証取得・活用 ③ 環境に関する情報の把握・活用 ・CSR 報告書の発行などにより、事業活動における環境配慮についての情報公開 ④ 環境活動推進協議会への参加・協力 ・本計画書に記載されている取組の実践・協力
滞在者	
① 環境教育イベント、学習会への参加 ・自然観察会への参加 ② 環境保全活動への参加 ・環境保全活動の情報発信 ③ 環境に関する情報の把握・活用 ④ 本計画書に記載されている取組の実践・協力	

column
コラム

小中学生や市民などを対象とした環境教育・環境学習

本市では、市内の小中学生や市民などを対象とした様々な環境教育・環境学習を実施しています。

- 親子を対象とした「ぬまづ親子環境教室」や、毎年テーマを変える市民を対象とした「ぬまづ環境教室」を開催し、講座やフィールドワークを通して、身近な環境から地球規模での環境問題について学びます。
- 「夏休み親子水生生物観察会」は、川にすむ生き物を簡単な道具を使って採集し、その種類を調べることで、水質を判定する調査をします。
- 企業が子どもを対象に、生物などの自然にふれあう環境学習を実施しています。



環境教育（環境教室）



夏休み親子水生生物観察会



環境学習（生物とのふれあい）

計画全体のロードマップ

「沼津市環境基本計画」「沼津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「沼津市地域気候変動適応計画」「ぬまづ生物多様性地域戦略」を総合的に推進するため、計画の全体のロードマップを以下に示します。

